

2023年7月25日

関係各位

山交バス株式会社
代表取締役社長 高橋 智

東北運輸局による行政処分について

今般、国土交通省東北運輸局より、道路運送法第27条第3項ならびに旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の違反があったとして、道路運送法第40条に基づく事業用自動車の使用停止処分を受けましたのでご報告申し上げます。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なご心配をお掛けいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。今後は業務および管理体制の見直しを図り、皆様の信頼回復に向けて尽力してまいりますのでご理解を賜りたくお願いいたします。

なお、この使用停止処分に伴う一般路線および高速・都市間バス等の運休や減便は生じないことを申し添えます。

記

1. 処分の概要

事業用自動車の使用停止処分 10日車(2023年7月25日より2両×2日、2両×3日)
(道路運送法第27条第3項ならびに旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定違反)
旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導監督義務の一部不適切(再違反)によるもの

2. 処分に至った経緯

本年3月に弊社の運転士が路線バス乗務中に自らが所有する携帯電話で通話をする事案が発生しました。お客様からのご指摘により判明し、社内で実施した当該運転士からの聴取およびドライブレコーダーの画像をもとにした内部調査で事実を確認しましたので山形運輸支局へ報告し、4月14日に同局による監査を受監いたしました。

その監査結果として、事業者が運転者に対して実施することが義務付けられている指導について適切な実施が認められるものの、その後の監督が不十分であったとの指摘がありました。加えて、弊社は昨年10月にも同様の違反により同局から文書警告の処分を受けており、再違反としてこの処分が申し渡されたものであります。

3. 再発防止に向けた対応について

再発防止のために規定した乗務中の情報端末の取扱いについてのルールを遵守させるため、統括運行管理者が運転士一人一人と面談形式による再指導を実施いたしました。また、出庫時の点呼において指示確認を行うとともに、遵守状況の確認のためにドライブレコーダーの積極活用および車両への添乗指導を適宜実施してまいります。

以上